

# 改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



本連載の第3回は、商標権侵害および救済に関する改正の中から改正商標法57条に絞って解説する。同条はどういった行為が商標権侵害に該当するかについて規定しており、商標権侵害および救済に関する条文の中でもとりわけ重要である。



## 1. はじめに

前回は商標権侵害および救済に関連して、公正な使用の担保に関連する58、59条について、判例を交えながら解説した。

今回は、侵害および救済に関する規定の中でも最も重要と思われる57条を取り上げる。同条の規定を理解するには、商標法実施条例案83条に加え、これまでの判例を知っておくことも大切である。本稿では、これらについても紹介する。

なお、本稿執筆時点において、商標法実施条例案は成立していない。大きな変更なく、成立となる見込みであるが、実際に施行される実施条例と相違点が生じる可能性があることを指摘しておきたい。

## 2. 改正商標法57条

「次に掲げる行為の一つに該当する場合、商標権の侵害とする。

- 1) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用している場合

- 2) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、または類似の商品に登録商標と同一または類似の商標を使用し、混同を生じさせやすい場合
- 3) 商標権を侵害する商品を販売している場合
- 4) 他人の登録商標の標章を偽造もしくは許可なく製造し、または偽造もしくは許可なく製造された登録商標の標章を販売した場合
- 5) 商標権者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に流通させた場合
- 6) 他人の商標権を侵害する行為のため、故意に便宜を図り、商標権侵害の実施を<sup>ほうじよ</sup>幫助している場合
- 7) 他人の商標権にその他の損害を与えている場合」

同条は、商標権侵害に該当する行為について規定しているが、商品商標に関する規定は役務商標にも適用される(4条、実施条例案2条)。

## ● 混同の要件の追加

改正前の商標法52条1項では、侵害行為を「商標権者の許諾を得ずに、同一の商品または類似の商品にその登録商標と同一または類似の商標を使用している場合」としていた。

一方、改正57条では同一と類似の場合に分け、類似の範囲については、商品や商標が類似(いずれか一方が類似の場合も含む)であることから混同が生じるおそれのあることが商標権侵害の要件となることを明確にした。

実際の裁判実務においても、商品や商標の類似に加え、出所の混同が生じやすいことが商標権侵害と判断される場合の要件となっている。

## ● 「使用の定義」が法律に昇格

57条1、2号の「使用」について、改正48条では、「商品、商品の包装または容器および商品の取引文書、あるいは宣伝広告、展覧およびその他の商業活動に商標を用いて商品の出所を識別する行為」と定義している。これはもともと条例にあった規定であるが、重要性に鑑み法律に昇格された。

## ● 音声商標の権利範囲

連載第1回でも紹介したとおり、今回の改正では、音声商標が新たに登録され得る商標に加わった（8条）。

音声商標の権利範囲における解釈は興味深いところではあるが、今後の判例の蓄積を待つ必要がある。

現在、中国の知財関係者の間では、音声商標の権利範囲の認定について活発な議論はされていないが、音声商標は、これまで登録が認められてきた視覚的な標章とは異なる特性がある。

実施条例案13条5項では、音声標章を商標出願する場合、「願書においてその旨を声明し、要求に合致する音声見本を提出し、かつ商標の使用方式を説明しなければならない。また、五線譜や略譜で説明し、かつ文字による説明も添付しなければならない。五線譜や略譜で説明できない場合、文字によって説明しなければならない。商標の説明は、音声見本と一致しなければならない」と規定している。

原則として、五線譜もしくは略譜のいずれかの提出が必要になる見込みであるが、商標権は独占排他的な強い効力を持つ権利であるため、音声見本のみならず、例外的な場合を除き、五線譜や略譜の提出を義務づけることで、権利範囲をできる限り明確にしたいという意図が読み取れる。

なお、商標ではないが、ある企業の社歌を別の企業が広告宣伝ソングとし

て使用した行為について、著作権侵害や不正競争防止法上の不正競争行為に該当するか否かが争われた事件がある（(2000)高知初字第19号他）。

## ● 経営場所の提供行為（幫助）

改正前の商標法52条5号と実施条例50条2項には「他人の商標権を侵害する行為のため、故意に保管、輸送、郵送、隠匿などの便宜を図る」ことは、侵害行為に当たる旨の規定があった。

本改正では法律レベルで57条6号において「他人の商標権を侵害する行為のため、故意に便宜を図り、商標権侵害の実施を幫助している場合」は、侵害行為に該当するとした。

上記規定のうち、便宜を図る行為の詳細について、実施条例案83条には「他人に貯蔵、輸送、郵送、印刷、隠匿、経営場所またはインターネットサービスなどを提供する行為は、商標法57条6号にいう便宜の提供に該当する」と規定されている。

便宜を図る行為の具体例として挙げられている内容のうち、改正によって新たに設けられたのは、「印刷」「経営場所の提供」「インターネットサービスなどを提供」の部分である。

このうち、「経営場所」という文言は、改正前の実施条例には存在しないものの、実際の裁判例では、経営場所を提供する行為が商標権の侵害に該当するかどうか争われた事例が少なくない。

## ● インターネットサービスの提供

実施条例案83条の「インターネットサービスなど」は、今回の改正で新たに追加された事項である。

近年の中国におけるインターネット利用者の増加率に鑑み、法改正の検討においても、インターネット上の商標の使用と侵害の問題に関しては活発な議論があった。

従前は、「最高人民法院の商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」1条に、「他人の登録商標と同一または類似する文字をドメインとして登録し、当該ドメインを通じて関係商品の電子商取引を行い、関係公衆に誤認を生じさせる可能性がある場合」は、「他人の商標権にその他の損害を与えている場合」に該当するという規定があった。

しかし、インターネット上の商標の使用はドメインとしての使用にとどまるものではないため、インターネットサービスへの対応が不十分ではないかということが指摘されていた。

本改正はインターネットサービスについて、社会の実情に合わせた対応をしたいという意図が見て取れる。

一方、インターネットサービスプロバイダーに責任の一端を認める場合、その範囲については、今回の改正でもあまり突っ込んだ内容が示されていないことから、これまでの裁判例などが踏襲されるものと思われる。

なお、以下で紹介する判例では、経営場所やインターネットサービスなどの提供を行うことは、共同侵害に該当する旨の判断が下されている。

### 3. 「ルイ・ヴィトン」事件

ルイ・ヴィトンに関する商標権侵害事件は数多い。実施条例案83条の「経営場所の提供」に関連し、営業場所を提供している企業に対して侵害訴訟を提起した判例として「ルイ・ヴィトン」事件〈(2006)高民終字第335号〉を紹介する。

なお、本件に登場する「秀水街」とは、観光ガイド等でも紹介されている北京の市場である（模倣品がよく集まることでも知られている）。

#### (1) 事件の経緯

2005年2月19日、原審被告のA氏は、同じく原審被告の北京秀水街服装市場有限公司と賃貸借契約を締結し、F4-58番の店舗の経営権を得た。

2005年5月13日、被上訴人であるルイ・ヴィトン社は、A氏の店舗において「LV」および「LOUIS VUITTON」の商標が付された女性用バッグ1点を購入した。

同年5月16日、ルイ・ヴィトン社は弁護士を通じて北京秀水街服装市場に書簡を送付し、その市場において商標権侵害商品の販売行為が行われていることを通知、A氏の店舗を含む販売

業者の店舗番号を明示したうえ、北京秀水街服装市場に直ちに有効な措置をとるよう求めた。

同年6月3日、ルイ・ヴィトン社は再びA氏が経営する店舗において「LV」および「LOUIS VUITTON」の商標が付された女性用バッグ1点を購入。その後、ルイ・ヴィトン社は本件訴訟を提起した。

#### (2) 裁判所の判断

北京秀水街服装市場はA氏と締結した賃貸借契約に基づいて、A氏に営業場所を提供し、賃貸料および経営保証金を徴収した。

同賃貸借契約が規定する北京秀水街服装市場の権利と義務をみると、市場に対して統一経営管理を行うことができ、市場の営業時間、営業品目、範囲などの決定権を有している。

さらに、市場の需要に応じて前記事項を統括的に管理することが可能となっており、A氏の経営活動を監督することができる。

一方で、北京秀水街服装市場は市場秩序を維持するため、違法行為を停止し、かつ関連行政管理部門に報告するといった義務を負っている。

また、「中華人民共和国商標法实施条例」の規定によると、他人の商標権侵害行為に故意に貯蔵、運輸、郵送、隠蔽などの便宜を図る行為も、他人の商標権侵害行為とみなされる。

A氏に営業場所を提供した北京秀水街服装市場は、A氏の経営管理者として、上記条例の規定を認識していたはずである。

それ故、北京秀水街服装市場はルイ・ヴィトン社からの書簡を受け取り、その市場にルイ・ヴィトン社の商標権が侵害される状況を把握していたにもかかわらず、その侵害行為を迅速かつ効果的に停止しなかったため、相応の法的責任を負うべきである。

したがって、上訴を却下し、一審判決による、ルイ・ヴィトン社の経済損失1万人民元（約16万8500円）を北京秀水街服装市場とA氏の連帯で賠償する判決を維持した。なお、責任追及で市場混乱を招くとの原審被告の主張は支持されなかった。

#### (3) 参考となる他の判例

侵害者に営業場所を提供する企業の責任が認められなかったケースとして、ルイ・ヴィトン社が、実際の侵害品販売者と経営場所を提供する企業に四川省で訴訟を提起した(2013)川民終字第580号判決がある。

経営場所の提供者は、ルイ・ヴィトン社の警告を受けてから、その経営場所内にある各販売者に他人の権利を侵害しないよう通知を出したが、その行為が市場への監督責任を果たしているとして、共同侵害には当たらない旨の判断が下されている。

#### 4. 「淘宝网」事件

実施条例案83条の「インターネットサービスなどの提供」に関連する事件は多い。プロバイダーの責任が問題となった代表的な判例として、「淘宝网」事件(2011)滬一中民五(知)終字第40号)を紹介する。

中国最大手のショッピングサイト「淘宝网」を運営する浙江淘宝网絡有限公司に対し、侵害行為の発生を放置したという理由で共同侵害に当たると裁判所が判断を下したのが衣念事件である。

同事件では権利者からの警告または苦情を受けてから、サイト運営者が積極的に侵害行為の停止に関与していたかどうかが問題となった。

##### (1) 事件の経緯

原審原告である衣念(上海)時裝貿易有限公司は、登録商標第1545520号と1326011号の商標権の独占的使用権者で、両商標の指定商品はジャケット、ワイシャツ、帽子などの衣類に関する商品である。

衣念(上海)時裝貿易は、原審被告である浙江淘宝网絡の運営する淘宝网絡のサイト上において、原審被告であるB氏が販売している衣類に付された図形が上記登録商標と酷似していたため、B氏の販売行為が上記商標権を侵害したという理由により、2009年9月から7回にわたって浙江淘宝网

絡に警告書を送付し、B氏が掲載している侵害商品情報を削除するよう要求した。

浙江淘宝网絡は衣念(上海)時裝貿易から要求された侵害情報の削除をするとどまり、その他の侵害行為について停止する措置をとらなかった。

そのため、衣念(上海)時裝貿易は、浙江淘宝网絡が故意による他人の商標権侵害行為に便宜を図り、かつ、B氏の侵害行為を放任・幫助していることから、浙江淘宝网絡とB氏は連帯商標権侵害者であると主張し、法院に対して衣念(上海)時裝貿易の経済損失および相応の賠償金として8万4900人民元(約143万円)の支払いと謝罪を命じるよう求めた。

##### (2) 裁判所の判断

一番は、浙江淘宝网絡とB氏が連帯で、衣念(上海)時裝貿易の経済損失3000人民元(約5万円)を賠償するという判決を下した。

二審法院は、「浙江淘宝网絡は、B氏の商標権侵害行為を知りながら、権利者の通知により、消極的で権利侵害抑止効果のないリンク削除措置のみを行い、侵害行為の発生を防止するために必要な措置をとらず、放任・幫助していた。故に、浙江淘宝网絡にも過失があり、客観的にB氏が侵害行為を犯すことを幫助したため共同侵害を構成する。浙江淘宝网絡はB氏と共に連帯責任を負わなければならない」と認定して上訴を棄却、一審判決を維持する判決を言い渡した。

#### 5. おわりに

中国の法制度は、さまざまな法律や解釈を参照して初めて理解できる構造になっていることから少々分かりにくい面もあると思うが、本稿が少しでも読者の役に立てば幸いである。

次回も引き続き、商標権侵害および救済に関する他の規定について紹介する予定である。

**森 智香子** Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。平成25年度日本弁理士会意匠委員会副委員長。中国で「日本商標法実務」を出版。「発明」「知財管理」「China IP」等における執筆多数。発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。WIPOのマドリッドワーキンググループにオブザーバーとして参加するなど、国際的に活躍している。

【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

**韓 登登 (Kan Touei)** チャイナ(華夏)正合知識産権代理事務所所長/中国弁理士/工学博士  
長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。

【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環廣場2号楼17階C5室  
TEL(86)10-5830-1655(代表) http://www.czipa.com